

第13回国土審議会

平成21年4月21日

【鳥飼総務課長】 定刻になりましたので、ただいまから第13回国土審議会を開催させていただきます。

私は、国土計画局総務課長の鳥飼でございます。

本日はお忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。

国土審議会運営規則により、会議・議事録ともに原則として公開することとされておりますので、本日の会議も一般の方々に傍聴いただいております。この点につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

初めに座席図、議事次第とございまして、資料1に委員名簿、資料2-1、広域地方計画の検討状況について、資料2-2、各ブロックの広域地方計画（検討中）の主なポイント、資料3-1、近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、資料3-2、和泉葛城近郊緑地保全区域等の変更（案）について、資料3-3、関連法律条文、資料3-4、近畿圏近郊緑地保全区域一覧、資料4-1、部会の設置等について（案）、資料4-2、国土形成計画の推進に向けた検討、資料4-3、広域ブロック自立・成長の課題について、資料4-4、集落の課題について、最後に参考資料及び国土審議会関係法令をおつけしております。

以上の資料でございますが、これらにつきまして不備がございましたら、近くの事務局員までお知らせいただきたく思います。よろしゅうございますでしょうか。

次に、前回の会議以降、新たにご就任いただきました委員の皆様をご紹介します。

初めに、国土交通省設置法第8条に基づき、衆議院の指名によりご就任いただきました委員の方々からご紹介させていただきます。

池田元久委員でいらっしゃいます。

【池田委員】 よろしくお願ひします。

【鳥飼総務課長】 また、保岡興治委員におかれましては、大臣ご就任に伴い一旦委員

を辞されておりましたが、再度ご就任をいただいております。

同じく参議院の指名によりご就任いただきました委員の方々をご紹介させていただきます。

加藤敏幸委員でいらっしゃいます。

【加藤委員】 よろしく申し上げます。

【鳥飼総務課長】 長浜博行委員でいらっしゃいます。

【長浜委員】 よろしく申し上げます。

【鳥飼総務課長】 次に、学識経験を有する方としてご就任いただきました委員をご紹介させていただきます。

高知県知事の尾崎正直委員でいらっしゃいます。

【尾崎委員】 どうぞよろしく申し上げます。

【鳥飼総務課長】 九州大学大学院農学研究院教授の佐藤宣子委員でいらっしゃいます。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしく申し上げます。

【鳥飼総務課長】 なお、本日の会議は定足数を満たしている旨、念のため申し添えさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

それでは、以降の議事につきましては、岡村会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【岡村会長】 会長の岡村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、谷口国土交通大臣政務官よりご挨拶をいただきます。

【谷口国土交通大臣政務官】 国土交通大臣政務官を務めております谷口和史でございます。第13回国土審議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、岡村会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変ご多忙のところご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、国土審議会においてご審議をいただいた国土形成計画の全国計画につきましては、昨年7月に閣議決定をされたところでございます。全国計画は、本格的な人口減少社会の到来や急速な高齢化、アジアの経済発展などの時代の潮流の中で、広域ブロックが東アジアをはじめとする諸地域との交流・連携を深めつつ、その有する資源を最大限に生かした特色ある地域戦略を描くことによって、地域の成長力を高め、各ブロックが自立的に発展する国土の形成を図ることを基本的な方針といたしております。現在

は、全国計画に基づき、全国8つの広域ブロックにおいて、各地域の独自の知恵を結集した広域地方計画の策定に向けた取り組みが行われているところでございます。100年に一度と言われる世界的な金融危機の影響を受け、足下の経済や雇用の状況は大変厳しいものになっておりますが、こうした状況を踏まえつつ、これを乗り越える自立的発展に向けた今後10年の将来展望を描くとの意気込みを持って、計画の具体化を図ってまいりたいと考えております。

本日は、広域地方計画の検討状況についてご報告をさせていただくとともに、全国計画及び現在策定中の広域地方計画を推進し実現していくために必要な調査審議の体制整備等について、ご議論をいただきたいと考えております。委員の皆様におかれましては、今後の調査審議を通じて忌憚のない意見をいただき、国土形成計画が掲げる新たな国土像の実現に向けたご助力をいただければと存じます。

委員の皆様は国土交通政策全般にわたるご指導とご協力を改めてお願い申し上げます。私の冒頭の挨拶とかえさせていただきます。本日は大変お忙しいところ、ありがとうございます。

【岡村会長】 政務官、どうもありがとうございました。

それでは議事に入りますので、カメラによる撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、本日の議事に早速入らせていただきます。お手元の議事次第をごらんいただきたいと思いますが、本日の議題は、報告事項といたしまして、(1)広域地方計画の検討状況について、決定事項といたしまして、(2)近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更について、(3)部会の設置等についての3つでございます。

それでは、初めに議題1の報告事項でございますが、広域地方計画の検討状況につきまして、事務局からご報告をお願いいたします。

【福島広域地方計画課長】 それでは、ご報告いたします。お手元の資料2-1に「広域地方計画の検討状況について」というものがございますので、ごらんください。

1枚おめくりいただきまして、1ページ目には、「広域地方計画について」としまして、計画策定のポイントを示しております。広域ブロックごとに特色ある戦略を描くということで、東アジアとの交流・連携やブロック内部での成長エンジンの形成なども視野に入れながら、各ブロックが今後目指すべき方向などについて検討を進めております。

足下では、100年に一度と言われる世界的な金融危機などがございまして、厳しい経

済・雇用情勢が続いておりますが、これを乗り越えて自立的発展を目指す今後10年の将来展望を描くこととしております。

昨年7月の全国計画の閣議決定以降、各ブロックでは、1ページ右側にご覧いただけますように、広域地方計画協議会を設立いたしまして、計画の策定作業を進めております。都府県知事、経済団体の長などの方々にご参加をいただいているところでございます。

次に、2ページは全国計画の概要となっておりますが、ちょっと飛ばしていただきまして、3ページ目をおめぐりいただきますと、広域地方計画の策定スケジュールがありますので、ごらんください。昨年10月に各ブロックで広域地方計画協議会の第1回目を開催いたしました。その後、年末にかけて各市町村の首長さん方を回るなど、市町村との意見交換を進めてまいりまして、この4月1日からは法で定められた正式の市町村計画の提案の手続に入っております。その後でございますが、6月ごろに協議会を開催して協議会構成員の意見を集約した上、国民の皆様の意見を計画に反映させるという趣旨から、4週間程度のパブコメを行いまして、国土交通大臣への意見提案を求めることとしております。そうした手続の上、本年夏ごろには国土交通大臣による計画決定をいたしたいと考えております。

次に、ごらんいただいている資料の次のページに「各ブロックの広域地方計画の検討状況」というものがございまして、それに沿って検討内容を説明させていただきます。

表紙をめくっていただき、4ページ・5ページ目に東北圏の広域地方計画の概要をお示ししております。東北圏では、豊かな自然と力強い成長力を兼ね備えた圏域づくりを目指しております。4ページをごらんいただきますと、東北圏では、基幹産業としての農業の強化が重要という観点から、その収益力の向上に力を注ぐこととしております。このため、地域の農家、食品製造業者と観光等との連携によりまして農産物の高付加価値化を進めていくほか、小麦粉消費の10%を米粉に置きかえる「R10プロジェクト」というものを進めまして、東北農業の主生産物である米の消費拡大を図ることとしております。また、右のほうへいただきまして、産学官連携によりまして、次世代の自動車ニーズを先取りした研究開発や、カーエレクトロニクス関係の若い技術者を養成するプロジェクトを進めていくこととしております。さらに、右下に地図がございまして、東北圏では非鉄金属のリサイクル拠点というのが点在しておりまして、こうした技術を生かして、使用済みになった家電などから金・銀・亜鉛などのレアメタルを回収・リサイクルする取り組みを広げていくこととしております。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、6ページ・7ページのところが首都圏の計画でございます。首都圏は、これまでの集積を生かして、日本のみならず世界をリードする圏域づくりを目指しております。6ページをごらんいただきますと、国際ビジネスの拠点強化としまして、高機能オフィスの供給や信頼性の高い情報インフラの構築などによりまして、国際ビジネスの先進拠点づくりを進めることとしております。また、産業イノベーション創出では、東京周辺のIT関連産業の大集積を生かした情報ベンチャーの育成や、関東周辺でございます物質・生命科学研究機関の連携によりまして、量子ビームを使った材料改変や医薬品の合成といった産業への活用を進めることとしております。さらに、成田、羽田両空港の機能の強化や、港湾・空港へのアクセスの改善などによりまして、国際ゲートウェイ機能の強化に取り組むこととしております。

次に、1枚おめくりいただきまして、8ページ・9ページが北陸圏でございます。北陸圏では、暮らしやすさと環日本海交流を意識した計画となっております。8ページをごらんいただきますと、医薬、繊維などのリーディング産業化では、富山県の医薬品免疫医療研究、石川県の先端的診断技術などを生かしまして、新しい医療モデルを開発することとしております。また、繊維などの伝統産業の技術を車両、家電等への新素材分野に展開してまいります。また、8ページ右に表がございますが、北陸圏は住宅の広さや持ち家比率が高いという良好な生活環境を有しております。また、女性の就業比率が全国平均よりもかなり高いという特徴を持った地域でございまして、こうした特徴を一層展開していくため、共働き世帯の支援として、子育てを応援する企業の登録や情報発信、あるいは県知事による表彰などを進めまして、暮らしやすさ日本一を目指す取り組みを進めてまいります。

次に、1枚おめくりいただきまして、10ページ・11ページが中部圏です。中部圏は、これまで蓄積してきましたものづくりの力と、国内の地理的中心性を生かしまして、世界からも認められる圏域への成長を目指しております。10ページのものづくり産業の競争力強化では、海外からの企業進出、投資の導入を積極的に進めて新しい価値を創造するとともに、官民協働の活動によりまして中部圏域の世界におけるブランド化を進めることとしております。次世代産業の育成では、航空宇宙産業、高機能デバイス産業、光技術関連産業といった先端的な技術の蓄積を生かしました産業の発展を目指しております。こうした産業面での先進的な取り組みに加えまして、中部圏では環境への貢献を大きなテーマとして取り組むこととしております。このため、水素、バイオマス、太陽光等の新エネルギーの研究開発拠点の形成や、2010年10月に開催されます生物多様性条約第10回締

約国会議（COP10）を契機としまして国際的な交流を進めて、中部圏の生態系保全に向けた取り組みを推進することとしております。さらに、世界に向けた広域交流ネットワークの形成では、空港・港湾機能の強化や物流ネットワークの構築、革新的高速鉄道システムの早期実現などを目指すこととしております。

次に、1枚おめくりいただきまして、12ページ・13ページが近畿圏でございます。近畿圏では、長い歴史の中で創造されてきた関西の「知」と「文化」をフルに活用いたしまして関西の復権を目指すという計画となっております。12ページをごらんいただきますと、文化首都圏の形成では、関西が誇る伝統文化産業や食や漫才などといった文化資源を「ほんまもん」と位置づけまして、新たな「ほんまもん」も生み出していく「ほんまもん宣言」の取り組みを進めることとしております。また、2010年に平城遷都1300年を迎える奈良県を中心といたしまして、記念式典や世界歴史都市会議などを開催いたしまして、国際交流を拡大することとしております。「知の拠点」の形成では、関西バイオ推進会議が中心となりまして、医療分野等での欧米との人材交流を進めるほか、食を担う幅広い人材を育成するという一方で、食文化・食産業の情報を国内外に発信する「食の大学院」構想を推進することとしております。

それから、1枚おめくりいただきまして、14ページ・15ページが中国圏でございます。中国圏は、瀬戸内海・日本海沿岸の産業活性化と、中山間地域における先進的な過疎対策の取り組みを特徴とした計画となっております。14ページをごらんいただきますと、瀬戸内海に集積するコンビナートにつきまして、企業系列の枠を超えて、原料や副生成物の相互融通を図るなどのイノベーションを行います。また、国際交流機能の強化では、韓国・ロシアとの物産展・商談会を進めるとともに、こうした貿易・経済交流を支える定期航路の充実、港湾・空港の交通ネットワークの整備などを進めることとしております。中山間地域等の過疎問題は全国的な問題ではございますが、中国圏の中山間地域は、全国の平均と比較しましても1集落の人口規模が小さい上、高齢化も進んでおります。このため、生活サービス機能を集約化するワンストップ拠点の構築、医療・福祉ネットワークの充実、NPO等の参加による集落コミュニティの強化・再構築などを図りまして、中山間地域の暮らしの安全確保という点で先進的・モデル的地域を目指すこととしております。

次に、1枚おめくりいただいて、16ページ・17ページが四国圏でございます。四国は、他圏域に比べて高い森林面積比率を持っております。また、世界一の生産シェアを有する高度な技術力を持った中小企業などもございまして、これらを生かしていく計画とな

っております。16ページをごらんいただきますと、緑の島四国の森林との共生では、CO₂吸収源としての森林の価値に着目したさまざまな取り組みを進めるとともに、木材の搬送体制の整備や、小規模所有の森林をまとめまして効率的な森林整備を進めることによって、林業と木材産業の一体的な再生を図る取り組みを進めてまいります。また、産業面では、LEDや希少糖など、きらりと輝く高い技術力を発揮している企業に対しまして公的ファンドなどによる助成支援を行うほか、瀬戸内広域観光のモデルコースの設計や、瀬戸内海の島々の紹介、クルーズ観光の推進などを通じまして「瀬戸内フィールドミュージアム」を形成することとしております。

次に、1枚おめくりいただいて、18ページ・19ページが九州圏でございます。九州圏は、成長著しい東アジアに最も近いという地理的特性を生かしていく計画となっております。18ページをごらんいただきますと、東アジア（環黄海）経済圏の確立では、日本・韓国・中国の政府機関・経済団体などが集まって設立しております環黄海経済・技術交流会議などを通じまして貿易・投資、技術・人材等の交流を積極的に進めることとしております。また、食の先進地として、福岡の「あまおう」に代表されるように、輸出力を持つ高品質の農産物の生産を進め、フードアイランドと呼ばれる個性あふれる食料供給基地を形成していくこととしております。また、観光面では、九州新幹線や韓国高速鉄道などの開通や、地域の観光資源を活用しまして、観光アイランドとしての情報を内外に発信していくこととしております。製造業関係では、半導体産業と自動車産業の融合に向けたカーエレクトロニクス研究開発拠点づくりや、世界市場で通用します半導体評価・解析技術の確立などを進めることとしております。

以上、8ブロックの広域地方計画の検討状況でございます。ただいまご説明した内容は、各ブロックが自立的に発展していくための方向性と戦略及びそれを実現するためのプロジェクトの概要でございます。今後は、こうした方向性の実現を支えるものとして、各プロジェクトに個別のインフラ事業等を書き込むなどの作業をいたしまして、さらに計画に具体性を持たせていくこととしております。

以上でご報告を終わらせていただきます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、議題1につきまして、質疑応答に入りたいと思います。ただいまの報告につきまして、ご質問・ご意見があります方はどうぞ挙手していただきまして……。はい、どうぞ。

【吉村委員】 近畿圏は、平城遷都1300年を通じた文化交流ということで、大変いいことだと思いますが、東京は、オリンピックが10月には決定するんですが、首都圏についてはこれは織り込んであるのか、織り込んでいないのか、これはどうなっておりますか。

【伊藤審議官】 審議官の伊藤でございます。

首都圏につきましては、中間整理の議論の中では、現在はオリンピックがまだ決まっていない段階ではありますが、表現的には、決まった場合には、さらに必要なものについてはみんなで一生懸命取り組もうといった趣旨の表現内容を盛り込みながら、今整理を進めているところでございます。

【吉村委員】 ということは、手直しはあり得るということですか。

【川本国土計画局長】 それはまだ決定ではございませんで、検討状況のご報告でございますので、この後の手直しは当然ありうると思います。

【吉村委員】 はい、わかりました。

【岡村会長】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そのほかにご意見はいかがでございましょうか。はい、どうぞ、崎田委員。

【崎田委員】 ありがとうございます。私は環境分野で動いております。今、各地域、各広域圏が非常に地域の個性豊かにしっかりと将来展望を描いていただいて、素晴らしいと思っております。なお、その際に、今後この次の段階としてぜひ、この描いてある計画を実施すると、もちろん心の満足感とか、豊かさ、いろいろなものはありますが、最終的に、例えば低炭素社会としてどのくらいの効果が見込める都市づくりとか地域づくりを考えているのかというのを、評価の段階というか、こういう計画を作成している段階でそういう視点で一度見ていただくと大変うれしいなと思っております。よろしく願いいたします。

【岡村会長】 ありがとうございます。

【崎田委員】 それと、もう1点だけ、すみません。今回、4つの目標を横ぐしに連なる新たな公というところを入れたのが大変重要だと思っております。今いろいろな文章の中に地域のいろいろな活力を生かしてと書いてあるところもありましたけれども、この計画を立てるときに、どのようにそういう新たな公をうまく生かしていくかというのを明確に意図して今後つくっていただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、ご質問をいただいた後にまとめてお答えすることにさせていただきます。では、どうぞ。

【丹保委員】 制度と法律は違うんですが、全国を見るときに、北海道と沖縄の参考状況も似たような形で見られるように、もし進行するとありがたいなと思います。北海道分科会をお預かりしているものですから、全体の流れの中でもかなり仕事は進んでおりますので、決定ができていなくても、情報が出る、もしくはそのタイミングを合わせるように、北海道開発局なり沖縄総合事務局と調整をとっていただけるといいのかなと思います。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

本日この広域地方計画についての検討状況を伺いまして、広域地方計画協議会の皆様が、それぞれのブロックごとの特色ということを念頭に置いて、戦略をきめ細かくご検討いただいている様子がよくわかりました。その上で、それぞれの皆様が掲げていらっしゃる戦略目標というところには共通性も見られました。一つには、このような経済状況の中、もちろん産業・雇用振興による地域活性化については多く触れられていますが、防災をはじめ、暮らしの安全・安心、そして環境への対応、さらに重要だと思いましたが、文化ということで、地域の文化と国土計画ということを念頭に置いた戦略目標を掲げているブロックがほとんどでございました。そこで私、ご提案なんですけれども、このような広域地方計画について、今後検討を踏まえて、さらに具体的な事業や政策について織り込んでいくというお話をいただきましたけれども、ちもろん新しいことに取り組んでいくということは重要だと思うんですけれども、特に各ブロックで重視されている伝統文化の保全による美しい国土の景観の保全などについては、こういう厳しい経済状況の中だと、特に産業・雇用にシフトしやすくなってしまいますので、環境とか伝統文化とか美しい国土づくりということについては、各ブロックで、これは決してお金をかけるということではなくて、進められるのではないかなと思いました。先ごろ知ったことですが、国土交通省の都市・地域整備局の公園緑地・景観課の中に景観・歴史文化環境整備室があるということで、景観・歴史文化環境整備という用語の部署が国土交通省の中にできたというのは、私は大変意義あることだと感じております。ぜひ美しい国土づくりのために、各ブロックにおきましては、今後も厳しい状況の中ですが、このような視点での取り組みも強化してい

ただければありがたいと、基礎自治体の立場で考えました。

以上でございます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでございますか。はい。

【吉村委員】 先般、少子化社会白書というのが発表になりまして、2055年には我が国の人口は9,000万を割るという数字が出ておりまして、これはゆゆしい問題でして、我々は政治としては少子化に歯止めをかける諸施策は積極的に講じたいと。あわよくば人口増と。今、新生児誕生が108万ぐらいで、随分減少しておりまして、これを増やしていかなければならないと思っておりますが、この審議の過程の前提に、人口はどういう形になるかというのを置いておられるのか。私は九州なんですけれども、空港、道路その他を論ずるときに、人口減少を踏まえると、このプロジェクトはちょっと差し控えたいとか、差し控えるべきだとかというのがまかり通るんです。それでは縮み志向になりまして、せっかくこんないいものを出していただいても、縮小均衡ということで、せっかくのこの計画が何か絵にかいたもちになってしまうのではないかと思いますので、政治としては、人口は減らさないという不退転の決意で、あわよくば増やすということで進んでいきたいと思っておりますが、この審議のほうではどういうスタンスに立っておられるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

【岡村会長】 それでは、そのほかよろしゅうございますか。よろしければ、一旦ここで区切りまして、今までのところのご回答を申し上げたいと思っております。

それでは、よろしく申し上げます。

【川本国土計画局長】 これまで幾つかございましたご質問等にお答えしたいと思いません。

まず、低炭素社会への対応ということですが、この点については、各ブロックとも環境問題を大変意識した取り組みをしているところが多うございます。先ほどご紹介申し上げましたように、とりわけ中部などは、ものづくりと環境というものをいかに両立させていくのかということを中心に大きなテーマといたしております。ただ、それによって直ちにCO2をどれくらい減らせるかという具体的な数値というところまではまだ議論が進んでおりません。その辺は、地域の中で、具体的にどういう目標を掲げるのかということも含めて、もう少し検討させたいと思っております。

それから、新たな公ということにつきましては、国土形成計画の全国計画の中で、地域

づくり、まちづくりといったことの中で、いわゆる公共部門を、これまでの公共部門以外に、いろいろなNPOとか住民、それから企業などの参画を得て公的な活動をしていただくという位置づけをさせていただいたわけではありますが、これも地域づくり、まちづくりの中の大きな手段として、各ブロックの中で議論がございます。とりわけ今日も一つ例示として挙がっておりますのは、例えば中国圏で、中山間地域をどうしていくのかという議論につきましては、集落の中でNPO等の活動なども使いながら、その参画を得ながら、共助の仕組みをつくっていくといった方向が明確に打ち出されておまして、各地域でテーマを選んで、新たな公の活躍の場というものを議論いたしているところでございます。

それから、北海道・沖縄につきましては、別の計画がございますが、比較ができるようなことにしていきたいと考えております。

それから、伝統文化・景観といったものを十分生かして美しい国土づくりを進めていくべきであるというご指摘につきましては、そのとおりでございます。これも全国計画の中でも目標の一つに挙げております。正面に出している近畿なども含めまして、各地域ごとに取り組みの手法はそれぞれ異なりますが、景観保護なども使いながら取り組みを進めていくということにいたしております。

それから、最後の吉村委員の人口の問題でございますが、人口につきましては、各ブロックごとに10年後どれくらいの人口にするかということ的前提にした明確な議論はいたしておりませんが、各都道府県の総合開発計画など見ると、これまではともすると過大な人口、人口増を非常に大きく見込んでいろいろな議論をするという傾向がありましたけれども、そういったことにはなっていない。かなり現実的な見込みと将来の希望というものを掛け合わせながらやっていくということで議論をしているようでございます。正直申し上げまして、だから、人口を増やす、人口が増えるということ的前提にして議論しているわけではないけれども、縮みではなくて、人口を増やすための施策も掛け合わせながら地域として取り組んでいくということで、ちょっと抽象的なお答えで恐縮でございますが、やっているということにとどめたいと思います。申し訳ありません。

【岡村会長】 各地域における環境の、例えばCO₂の排出量みたいなものは、統計上、地域ベースに出ていましたか。

【川本国土計画局長】 承知しておりますが、もうちょっと調べまして出させていただきます。

【岡村会長】 日本全体の排出量基準がまだ論議中ということで、まだまだ各地域でそ

うということが展開できるような状況ではないと思いますけれども、できれば、そういうものがあれば、住民の意識も非常に高まるということなのではないかと思います。

そのほか、この件につきまして。はい、どうぞ。

【小谷部委員】 日本女子大学の小谷部と申します。

私は、住環境とか、まちの環境、まちづくりなどをやっております、社会資本整備審議会のほうで住生活基本法などの策定といったことにも参加させていただいた者なのですが、この広域地方計画の検討状況、皆それぞれの地域の特性を生かしながら、非常に夢のある、そして非常に魅力的なすばらしい計画が立てられていると思うんですが、特に北陸圏あたりを見ますと、現状でも非常に居住環境にすぐれて、1人当たりの住宅面積などは一番大きい。そういう点で居住環境にすぐれていて、ここにそれを生かした取り組みの提案などがございしますが、これからの高齢少子社会の中で、どの地域も、女性も男性も働きつつ次世代を育てていくという環境、暮らし一番、日本一というのを、その地域の文化とかいろいろな資源を使って産業を発展させながらも、そこで暮らす人たちの住宅あるいはまちに愛着の持てる、暮らしやすさ日本一というのをどの地域でも目指してもらいたいと思っております。ですから、共働き世帯を支援する子育て環境の充実というのは、この地域だけではなくて、特に人口集中が激しい都市圏でも、東京などでも、この辺が一番今、子供の問題、医療の問題、地域のコミュニティーの崩壊、非常に安心のできる住環境ということで、これから男性も女性も働きながらどうやって高齢者あるいは子供の次世代にとって暮らしやすさを残していけるか、これはどの地域にもぜひその地域らしいやり方で取り組むということで項目を入れていただきたいというお願いでございます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【大西委員】 東京大学の大西といいます。

先ほど温室効果ガスの議論がちょっとありました。私の知る限りでは、温室効果ガスの排出については、都道府県の排出量というのを全部それぞれ出して、それをトータルすると一応国の排出量13億トンぐらいになるということで、つじつまが合った数字がありますけれども、それは温対法で規定されていてそういうデータが出ていると思うんですが、今まで広域地方計画のブロック単位でそういう議論をするという習慣はなかったと思うんです。考えてみると、CO₂の排出に非常に関係があるのは電力をどういうやり方で供給するかという問題で、現行の技術だけから言えば、原子力がフル稼働すれば、それでかな

り排出係数が下がるということですし、新エネルギーをこれから増やしていこうということで、それが火力発電の供給を減らして、全体としては排出係数が下がる。つまり、同じ電力を使ってもCO₂を排出しないという状態ができる。そういう意味では、電力の供給単位というのが、このブロックとは少し違いますけれども、広域的に供給されているので、まさにそういうところと連携するといえますか、広域ブロックの政策の中に取り込んでいくと、非常に意味が出てくる、現実感が出てくるのではないかと考えています。ややそういうところが明示的にはないというのが残念な気がします。

それから、2点目ですけれども、それと関連していろいろなプロジェクトが並んでいて、それは非常に大事なことだと思うんですが、プランができると、これからPDCAのD o、実施して、少し先にはチェックするというので、この実行を回していくということが問われると思うんです。そのときに、今の計画づくりのところは、国交省の地方整備局が汗をかいてメールでのやりとりをしながら積み上げてつくったということですが、どの程度県とか関係ある市町村が主体的にコミットしているのかということと、地域によって温度差があるのではないかとすることも推測するわけです。その意味で、せっかく広域ブロックあるいはその中の複数の自治体にまたがるプロジェクトをこういう枠で推進していこうとしているわけですから、その推進体制のところ、これが各県・各市に分解されないで、共同事業として行っていけるような仕組みをどうつくっていくのか。そこについて、ぜひ国交省のお考えを示していただくことが必要なのかなと思います。

以上であります。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、この問題に対して、時間も迫ってまいりましたので、もうお一方、ご質問をお受けしたいと思います。どうぞ。

【植本委員】 ありがとうございます。植本と申します。

それぞれの地域の特色あるという形でお示しいただいているのですが、私は少し観点を変えて、先ほど崎田さんのほうからも新たな公ということのお話がありました。計画の段階で新たな公ということを示しながら、具体的に各地域のところではそのことが意識されている点は少し薄いのかなということを実感いたしました。むしろ計画策定の段階からNPOや市民側がどのように参画したのかということから、具体的な実行段階のときにも進めていくという体制ができるのではないかと考えています。この3ページにお示しいただいたスケジュールのところ、市町村の計画提案、そしてパブコメを入れていただ

いているのですが、逆に新たな公を意識した具体的な計画段階での提言といたしますか、公聴会的なものとか、そのようなものが今の段階でも計画できるのであれば、ぜひ検討いただきたいということと、先ほど小谷部先生からございました、暮らしやすさ、そして男性も女性も働きながらしっかりと子育てをし、そして地域に貢献していきける、そういうワークライフバランスが実現できるような計画づくりという視点をぜひともすべての地域のところで盛り込んでいただけるようにご示唆をいただければありがたいと思います。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございました。

今のご質問は、一つは、共通問題として、暮らしやすさ日本一等々を抽出してそれぞれに盛り込む方法はないかというお話と、PDC Aサイクルを回すためにも、自治体のコミットがどの程度あるのか。そして、新たな公の意識がないということは、その問題に対する意識がどの程度あってこの問題意識が出てきているのか。こんな点がご質問だと思うんですが。はい、どうぞ。

【川本国土計画局長】 それでは、ご指摘でございますが、暮らしやすさというのは、広域的な地域づくり、それからまちづくりを進めていく上で基本になる部分なのだろうと思います。ここで北陸をあえて前に出しておりますが、北陸はその点で日本全体をリードするような地域づくりを先行的にやりたいという意気込みで書いているわけでありまして、もちろんベーシックな問題は、環境問題にしても、暮らしやすさの問題にしても、各地域共通の問題としてはあると思いますが、それぞれ何を一番目玉に出すのかということで、北陸は暮らしやすさというのを目玉に出しているということで、各地域ともそれぞれ、地域の生活環境の整備、住環境の整備ということについては、いろいろなところで記述もしているということをご理解をいただきたいと思います。今日のこの検討状況のペーパーは、非常に簡潔に目玉になる、特色になるところだけを取り上げたものでございまして、実際には各ブロックごとのプロジェクトはもっと多岐にわたっております。その中にはそういう記述もあるということは申し上げておきたいと思います。

それから、推進体制の関係につきましては、地方整備局が中心にというご指摘がございましたけれども、今日ご紹介申し上げましたように、中身を見ていただきますと、国土交通省の施策の範囲におさまるような中身ではなくて、むしろ経済産業省や環境省や文部科学省や厚生労働省といった各省にまたがるようなプロジェクトが非常に多くなっております。各都府県のほうで、企画部を中心に各部局を横ににらんで、こういうことをやる

べきだというご提案があって、それを受けとめて、国のブロックの出先機関などとも協議をしてプロジェクトを組んでいるということをごさいますして、地方整備局だけが先行してやっているというよりは、もちろん都府県によって差はございますけれども、自治体側からいろいろなご提案・ご意見があって、それをもとにいろいろな事業・プロジェクトを組んでいるということをごさいます。さらに、その推進体制につきましては、これは計画策定後の課題であります。私どもは、現在の協議会の仕組みというものをそのまま活用する形で、それぞればらばらに縦割りになるのではなくて、横に切って施策が推進されるような仕組みにしていきたいと考えておさいますして、そのための最初のところの誘導装置みたいなものも考えていきたいと思っておさいます。

それから、新たな公の参画ということについてでございます。先ほどスケジュールのところでは法定手続を中心に説明いたしましたが、ブロックの協議会で議論をするときにはそれぞれ協議会ごとにいろいろな工夫をいたしておさいますして、有識者の会議を設けたり、あるいは地域でいろいろな活動をしておられる方々から意見を聞くという場を設けたりと、これは基本的に各ブロックでやり方を工夫していただいております。そういった形でいろいろな意見の反映というものはやってきたと思っておりますが、なお、さらにまだ時間もございさいますので、いろいろなご意見を踏まえながら計画ができるように工夫していきたいと思っております。

【岡村会長】 ありがとうございます。

そのほか、これだけは言っておきたいということがございさいますら、もうお一方、ご意見を伺いたいと思っておりますが、よろしゅうございさいますか。

今いただいた貴重なご意見は、基本的には各省庁にまたがるいろいろな問題を一元化して、しっかりとフォローするよさうにという応援演説をしていただいたのではないかと気がいたさいます。ぜひ各委員からいただきました有益なご意見を参考としながら、さらにまた広域地方計画を策定していただくよさうにお願いしておきたいと思っております。

政務官は、公務のため、ここでご退席されさいます。どうもありがとうございます。

(谷口国土交通大臣政務官退席)

【岡村会長】 それでは、次の議題に移らせていただきたいと思っております。議題2は、近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更についてでございます。まず、事務局から、諮問から本日の報告に至る経緯及び変更の内容についてのご説明をお願いいたさいます。

【和田広域地方整備政策課長】 それでは、資料3-2を中心にいたさいますして、資料3

－ 1 も使いましめてご説明させていただきます。

資料 3－2、和泉葛城近郊緑地保全区域等の変更（案）についてという資料でございます。めくっていただきまして、近郊緑地とはどういう制度かというところから説明いたします。「近畿圏近郊緑地保全制度の概要」とありますように、この地図ではおおむね大阪府の他県との境のようなところが濃い緑で囲まれております。ここの土地につきまして、近郊緑地保全地域というものが指定されております。どういうものかといいますと、2 ページのほうにございますが、大都市の近郊において、相当規模のある樹林地を保全するための制度でございます。その指定というところにありますように、関係地方公共団体、それから国土審議会、それがこの場でございますが、その意見を聞き、環境大臣その他関係行政機関の長へ協議して、国土交通大臣が指定するというものでございます。近畿圏と首都圏のみに存在する制度でございます。資料 3－1 にございますように、国土交通大臣から国土審議会会長のほうに、この近郊緑地保全区域を今回変更するということについて、諮問文がついてございます。

この区域指定がありますとどういうことになるかと申しますと、指定効果というところにありますように、建築物の新改築あるいは土地の造成、木の伐採といったことについては届出が必要になります。そして、届出を受けた知事等は、必要があると認めるときは助言または勧告を行うということで、保全をしっかりとしていこうというシステムになってございます。

1 ページめくっていただきまして、3 ページ・4 ページですが、今申しました手順のフロー、関係地方公共団体の意見聴取、国土審議会での意見聴取、関係行政機関の長への協議、そしてパブリックコメントという手順を経て、問題がないということであれば、区域が指定されるということになってございます。そして、この国土審議会の意見聴取の手続につきましては、国土審議会のもとに近畿圏整備部会という部会が設置されておまして、津村部会長のもとで4月2日に審議をしていただいたところでございます。

それでは、具体的にどこの地域で指定を考えているのかということでございます。4 ページでございます。ちょっとはつきりしない地図ではありますが、左のほうに追加指定区域とございます。現在、ここの緑色の和泉葛城近郊緑地保全区域というところが既に指定されておまして、2万4,000ヘクタールほどございます。その先っぽの、大阪湾のほうに突き出た赤いところを今回指定させていただこうかと考えているところでございます。

5ページ・6ページへ移らせていただきまして、この新しく指定を考えているところを少し拡大した地図でございます。大阪府の岬町、それから和歌山県の和歌山市といったところにかかります257ヘクタールの土地でございます。下の地図になりますと、もう少し拡大した形になってございます。大阪府側が108ヘクタール、和歌山市側が149ヘクタールとなっております。

7ページへ移らせていただきます。この地域の現況特性をまとめております。これが指定にかかわる要件と関係してまいりますので、個々を少し詳しく説明させていただきます。1つ、まず追加指定区域につきましては、既存の和泉葛城近郊緑地保全区域に隣接していきまして、既存の指定区域と一体的な樹林地を形成してございます。そして2つ目として、単なる樹林地というだけでなく、地域の住民、比較的近郊の多くの方々が利用される自然環境の場所ということで、健康の増進等に役立っているということでございます。そして3つ目、近くに第二阪和国道の計画といったものがあったり、そしてそれも踏まえて沿線での宅地開発といったものが想定ないしは一部行われてきておりますので、市街化が進展する可能性があるところで、保全の必要性があると思われる場所でございます。

今申しましたことを具体的に申しますと、まず8ページでございます。地目が書いてありますが、大体、中起伏、それから小起伏の山地がずっと続いて丘陵になっているような土地、それが追加指定区域まで連続しております。

9ページにはその地域の写真等が入っております。自然林、大体アカマツあるいはクロマツ、コナラとか、こういった樹木が生い茂って、大阪の中心から50キロ余りのところですが、非常に自然がしっかりと残っているところでございます。

11ページに移らせていただきまして、ここもその地域の少し拡大した写真でございます。そういった自然林、二次林あるいは植林という形になっておりますが、そういったところの状況を写真で示させていただいております。

12ページでございますが、そういった樹林地が、近くで見上げる住民の方にとってもいい景観となっていますし、あるいはその山地のほうに入って周りを見渡したときも非常に健康の増進に役立つような美しい山容をなしているということでございます。ちょっとわかりづらい字ですが、これは「まないたいし山」と読みますが、俎石山といった起伏に富んだ美しい山容のところで良好な自然環境を提供しております。

13ページへまいりまして、そういった自然環境に恵まれていることもあって、その山の中をハイキングするといいますか、山歩きをするような方も多うございます。

一部には、14ページにありますように、多少ハイキングルートといったものがつくられて、地域の住民が自然に親しむ場として今も活用されているところでございます。

そして15ページでございます。左のほうに点々と書いてある線が先ほど申し上げました第二阪和国道でございます。この整備が平成19年度に始まるなど、周辺における都市的な土地利用が拡大する可能性があるところでございまして、ここでピンク色に塗ってあるところは、既に基幹的な整備開発が多少なりとも行われているところでございます。

このような土地の地域でございますけれども、地権者、それから大阪府、和歌山県といったところとも話をしてきまして、今回、そういった方々のところでも好意的なご意見をいただいておりますので、指定手続に入ろうかと考えております。

そして、手続としましては、最後のページにありますように、現在ある区域のところを保全区域という形に区域の指定をし直しまして、先ほど申し上げましたような規制といたしますか、制限がかかる土地にしていこうというものでございます。

以上でございます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

本件につきましては、近畿圏整備部会長であります津村委員からご報告をいただきまして、それをもとにご審議をいただいた上で意見を取りまとめたいと存じます。

それでは、津村部会長からご報告をお願いいたします。

【津村委員】 それではご報告いたします。

ただいま事務局から説明がありましたとおり、近畿圏整備部に付託がなされました近畿圏の近郊緑地保全区域等の変更については、去る4月2日の近畿圏整備部会で審議をいたしました。

今の原案に対する意見といたしまして、近畿圏の緑地の保全について、近郊緑地保全制度を活用して進めていくことは非常によいことである、また今後の国土形成の中で緑地を残していくに当たっては地元との調整というのが大きなポイントとなってくる等が出されましたが、近畿圏整備部会としては、原案に対して異議がない旨取りまとめましたので、ご報告申し上げます。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、議題2につきまして、意見交換に入りたいと思います。ただいまのご報告につきまして、ご質問あるいはご意見がございましたら、どうぞお願いいたします。

よろしゅうございますか。ご意見がないようでございますので、国土審議会として特段の意見なしとして取りまとめたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡村会長】 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題3、部会の設置等につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

【川上総合計画課長】 それでは、ご説明させていただきます。資料4-1でございますが、「部会の設置等について」という案でございます。

現在、1. にありますように、国土形成計画（全国計画）の昨年7月の閣議決定を受けまして実施いたしておりますが、その効果的な推進を図る上で重要な課題を擁しているわけございまして、当面重要と考えられる課題につきまして、国土審議会において、調査審議し、政策提言をしていただきたいと思いますという、そのためのご提案でございます。

具体的な調査審議事項につきましては、2. にありますように、広域ブロック自立・成長の課題、集落の課題、その他重要な課題という形で進めさせていただきたいというものでございます。

この課題につきまして若干詳しくご説明をさせていただきたいと思いますので、資料4-2をごらんいただきたいと思います。国土形成計画におきましては、新しい国土像といたしまして、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図る」とされておりますが、広域ブロックの自立的発展という課題につきまして、左側に掲げましたように、まさに多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するという目的を達成するために、この広域ブロックの自立的発展の問題を扱いたいということでございます。現在、経済情勢が激変する中で広域的な地域の自立・成長を促進していくためには、どのような施策を講ずべきかということが1つでございます。それから、資料4-2の右をごらんいただきたいと思いますのでございますが、一方で、美しく、暮らしやすい国土の形成というのも新しい国土像として目指しているところでございますが、人口減少・高齢化等の条件が厳しい地域、特に高齢化が進む過疎集落の機能維持、経済基盤の再構築等のためにはどのような施策を講じるべきかというのが、2つ目のテーマとして考えているものでございます。これらについて、国土審議会の中に政策部会を設置していただきまして、政策提言をしていただくというものでございます。

さらにこれらの課題について詳しくご説明したいと思います。まず、広域ブロックの課

題、資料4-3をごらんいただきたいと思います。1ページおめくりいただきまして、現在、戦後3番目の東京への人口集中傾向が見られる状況でございますが、これは年齢階層別に見た時系列の変化の転入超過数をあらわしておりますが、現在の東京への集中状況は若干これまでと様相を異にしている部分がございます。基本的に、大学の進学期になぞらえられるような10代後半から20代前半の年齢層が東京圏に大きく流入してきて、大学卒業になぞらえられるような20代後半から30代前半の年齢層が東京圏から転出するという形でその差分が東京に集中してきたわけでございますけれども、最近、今まで転出超過になっていた20代後半から30代前半の年齢層につきまして、転出が見られなくなってきた。近年におきましては矢印が右上に向いているような傾向でありまして、この年齢層におきましても転入超過が見られているというところが、現在起きている東京圏への人口集中の特徴でございます。これは、これまででは東京圏から地方圏へ出ていっていた年齢階層の人たちが東京に滞留するという現象が起きているわけでございます。

2ページ目をごらんいただきたいのですが、例えば、地方圏の国立大学の卒業生の動向などを見ていただきますと、2ページ目の下の左側でございますが、沖縄県の国立大学におきましては自県内にとどまる率が半数を超えておりますが、例えば東北圏などをはじめといたしまして、卒業生の多くが県内にとどまらず、県外に就職するという状況が見られております。東北圏については二十数%、残り8割は県外でございますが、基本的には、地元の地方大学に行く人でも、地元の大学に進んだ後に全国、特に首都圏に就職するといった傾向が見られるわけでございます。これは、地元において適当な就業機会が確保されていないということもあるかと考えられます。

3ページ目をおめくりいただきたいのですが、さらに東京圏と地方圏における仕事の差というものを見たものでございます。左側の上にありますように、例えば事務・技術・管理関係の職業に関していいますと、地方圏よりも大都市圏、さらに東京圏に割合が多く、そういう仕事についている方は東京圏に多いわけでございます。一方、地方圏におきましては、生産・運輸関係の職業の割合が多うございまして、地方圏にそういう仕事が多いということは事実でございます。ただ、それぞれの職業に対応いたしました賃金の動向を見たものが右側でございますが、東京圏に多い管理・事務・技術労働者の賃金につきましては、青色の線ですが、上昇傾向にあります。それに対しまして、地方圏に多い生産労働者の賃金に関しましては、赤色の線でありますように、それよりも低位にあって、かつ最近横ばいなし減少傾向にあるということで、両者の賃金格差が拡大しているという状況

にございます。これがまた、東京圏に人がとどまる、あるいは集まってくるという理由の一端でございます。

一方、それぞれの企業の動向について見たのが4ページでございますが、現在、世界市場企業がアジアにおける拠点機能をどこに立地するかというのを見たものでございます。製造拠点として立地しているものにつきましては、ご承知のように中国がかなり大きなものを占めておりますが、研究開発の拠点としているのは日本がその約3分の1を占めているのでございますが、この地域の統括拠点といった役割を持った企業が立地しているのは何とシンガポールが現在大宗を占めておりまして、57%がシンガポールに立地しているという状況でございます。シンガポールというのは、日本で言えば、人口あるいは経済力からいきますと、四国ぐらいの大きさでございます。面積は四国と比べても極めて小さいわけでありまして。

5ページを見ていただきたいと思いますが、我が国において、ではそういう競争力を持ってないのかと考えてみた場合に、これは四国の例でありますけれども、四国においても日本一のシェアを占める企業は99社ございます。そのうちさらに世界一のシェアを占めているという会社が12社もあるわけでございます。例えば、先ほどご紹介がありました徳島県の11番であります日亜化学工業、これはLED発光ダイオードの生産で世界一でございまして、緑色のところでございまして、香川県の18番の日プラという会社は、水族館の大型の亚克力パネルの製造で世界一、またそれを唯一つくれる技術を持っているところとして有名なものが四国の企業として存しているという状況にあるわけですね。

6ページの左側を見ていただきたいのですが、我が国においては、こういう世界レベルの企業あるいは将来的に優良になるであろうベンチャー企業というのがそれぞれの地方にある割合では必ず存在しております。そういう意味で、それらの企業が各ブロックの中で成長エンジンの役割を果たす、また雇用機会の創造を果たすということが、今後ブロックの自立のためにも重要な課題ではないかと思われまして。それらの企業の課題を見ますと、右側にありますように、人材の獲得とか、ベンチャー企業の弱みとして、人材の充実、ブランド・信頼等々が挙げられているところでございまして。そういう意味で、こういう地方において人材と企業をマッチングさせることが重要な課題ではないかということが、1つ目の問題意識でございまして。

もう一つのテーマは集落の課題でございまして、今の話がマクロの話だとしますと、今度はミクロの話になりますが、資料4-4の1ページをごらんいただきたいと思っております。

高齢化が進んでいる中で、特に過疎地域の中の集落は現在6万2,000ございます。左側のグラフでありますけれども、山間地とか中間地という地理的な条件の悪いところにそういう集落が多く、6割以上を占めているという状況でございます。かつ、その中で高齢者割合が50%以上である限界集落と呼ばれているような集落が、右の表の上に赤丸が入っておりますが、約8,000存在しているという状況でございます。さらにこれらの集落について、下の表でございますが、10年以内に消滅する、あるいはいずれ消滅するのではないかと危惧されるものが、2,600集落あるという状況でございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思います。さらにこれらの集落に関しましては、例えば1集落当たりの構成員が25人未満の小規模な集落というのが、左が平成11年度の調査、右側が平成18年度の調査でございますが、増えている。要するに小規模化が進んでいるというところでございます。特に地理的条件の悪い山間部においてはそれが顕著になっているということが、今後の問題として危惧されるところでございます。

3ページをごらんいただきたいのですが、それではこういう集落でどういうところに問題があるかということでございます。左側が、市町村の担当者が客観的に見た場合の問題点でございますが、例えば耕作放棄地が増大している、あるいは空き家が増えている、森林が荒廃している、ごみの不法投棄が増加しているといった課題が見られるものでございます。右側が、生活者にとって困っていることを見たものでございますが、これにつきましては、「近くに病院がないこと」あるいは「救急医療機関が遠く、搬送に時間がかかること」、「近くで食料や日用品を買えないこと」といった一般生活の基礎的なサービスについての不安を挙げるところが多く、いずれも移動手段の確保と密接な関係があるように見受けられます。

次の4ページをごらんいただきたいのですが、それでは現にこういう集落に居住している人たちがどういう意向をお持ちかということを見たものでございます。左のグラフの上、総計で見ますと、「ぜひ将来も住み続けたい」、「できれば将来も住み続けたい」という青色とピンク色の合計で9割を超えます。つまり、現在居住されている方々の9割方は、今のまま住み続けたいんだというご希望を持っているということでございます。右側は、それでは「別の地域に移りたい」と挙げた人たちにどう理由ですかと尋ねたものでございますが、「近くに病院がなくて不便だから」あるいは「世帯の中で車を運転できる人がいなくなりそうだから」、「近くで食料や日用品が買えなくて不便だから」を挙げておりまして、先ほどの日常にある不安と一致しておりますし、かつそのための移動手段の確

保ができなくなる見込みというものが「他の地域へ移りたい」という理由になっているわけでございます。

こういう不安やそういう希望をお持ちの方々に対して、今後、集落の問題をどうするかということでございます。5ページ目でございますが、これまで過疎対策によりまして、過疎市町村におけるインフラの整備というのはそれなりに進んでおりまして、かなり市町村道の改良率とか上水道の普及率というインフラ面では着実に伸びているわけでございますけれども、そういうものの整備を終えてといいますか、今後それに加えまして、日常的な生活の基礎的なサービスを供給する、今現在住んでいる人たちの生活を維持するためにどうしたらいいか、そういうテーマについて取り組んでいってはどうかというのが、2つ目の課題でございます。

資料4-1にお戻りいただきまして、ただいま申し上げましたような2つの課題あるいはその他必要に応じて重要な課題について、より専門的に審議をする、あるいは審議の円滑化を図っていただくために、資料4-1の2ページにありますような政策部会設置要綱に基づきまして政策部会を設置するとともに、所要の要綱の改正をしていただきたいというものです。それから、これまで国土審議会に設置されておりました計画部会及び圏域部会については、その任務を終了いたしましたので、これを廃止してはどうかというご提案でございます。以上が3番目の議題でございます。よろしく願いいたします。

【岡村会長】 ありがとうございました。

ただいまの提案につきまして、ご意見がございましたらどうぞ。先生、お願いします。

【杉浦委員】 委員の杉浦でございます。

先ほどの広域地方計画のところでも申し上げようかと思ったんですが、たまたま部会の設置ということが出てまいりましたので、離島の問題について、どのように扱われるのか。集落の課題についてということで部会ができるようでございますが、離島にはこういう集落が多いんです。海で隔てられているだけで、過疎地に変わりはない。私は、自民党で過疎対策特別委員会というのがあって、それをやらされておりますので、国土交通省設置法を見ていましたら、離島振興法というのが国土審議会の所掌事務の特例の中に入っていますね。そこで平成24年に見直すということになっていますから、自民党としても見直しの検討をやろうということで本腰を入れ始めているわけです。この集落の課題で今ご指摘のあったところは、離島は最もひどいところございまして、これは切り離して別に検討されるのか、一緒に検討されるのか。検討していただきたいと思うんです。特に最近言わ

れておりますのは、高速道路が安くなったけれども、離島に高速道路があるところはないんです。海を渡っていかなければいけない、空を飛んでいかなければいけないので、この料金を何とかすべきではないかということで、航路については離島航路法という法律があるんです。空路はないけれども、航路も一緒にやれというので、私はその座長を仰せつかって、今悩んでいるんですけれども、その検討をどうするのか、お伺いしたいと思います。

正直言って、離島を背負っている議員というのは多くないんです。離島にもいろいろございますが、特に外洋離島という本土4島の外にある島です。瀬戸内海とか、伊勢湾の中とか、こういう離島には栄えている離島もあるんです。観光で栄えている小豆島とか、私のところだと、篠島、日間賀島というのは、名古屋に近くて、海を渡って行くから、むしろ栄えているんです。人口も増えている。そういうところもあるのですが、外洋離島はほとんど例外なく寂れております。インフラ整備が進んで、道路はよくなった、港もよくなった。人口はどんどん出ていってしまう。人口を追い出すためにインフラを整備したのかと嘆く議員もいらっしゃるわけです。要するに、産業が起こらないと、人は居つかない。そこで食べていけないと、だめなんです。この過疎の集落問題も同じだと思います。幾ら住みやすくしても、人がどんどん亡くなっていく、あるいは出ていく状況では、過疎は解消しない、限界集落はつぶれていく一方だと思います。そういうことをぜひ、どのようにご審議いただくのか、集落の課題に加えるのか、加えないのか、加えないとすれば、ご検討いただくと大変ありがたいと思っております。

議員は多勢に無勢でして、それに加えて、ここに国土交通省の高官がおそろいなので申し上げますが、どうもご出席される担当官と話していると、役人の方々が島流しに遭っているような感じというか、壁にぶち当たって、「それは検討できません」とか何だかんだ言って、国土庁時代に離島振興課があって、今は一本になったんですけれども、どうも国土交通省の中では風通しが悪くて、正直言って、困っているという面もあるわけです。幹部がおそろいですから申し上げますけれども、この審議会で何らかの形で地域の方や識者の方も交えてご検討いただく場を、離島振興法の見直しに向けてつくっていただくと大変ありがたいという希望を申させていただきます。

【岡村会長】 ありがとうございます。

今お答えいただけますか。

【杉浦委員】 これには全く異存はありません。部会をつくることについては一切何も異存はございません。

【岡村会長】 それでは、今の先生の問題についてご回答をまず申し上げます。

【川本国土計画局長】 まず状況だけ申しますと、離島問題については、先ほど所掌のお話がありましたように、国土審議会の中に離島振興対策分科会というのを設けておりまして、そこで離島の問題については議論をすることになっております。したがって、法改正は平成24年ということですが、それに向けて、しかるべきタイミングで議論をスタートさせるということになるかと思えます。

ただ、一方で、先生もご指摘のように、この過疎集落の話というのは、離島の話とも共通点がございまして。実は、昨年夏に私ども国土計画局の職員で、これは職員にも限りがありますから、全国の過疎集落から20地区を選んで、じかに集落に行って、そこにお住まいの方々から話を聞くといったことをやりましたが、その際には離島も1つ入ってまして、そこにも行ってきて話を聞いてきたという経過もございまして。共通課題として、暮らしをどう守るのか、経済をどうしていくのかということについては、この過疎集落の問題を取り上げるところでも議論していきたいなと思っております。その成果も踏まえて、先ほど風通しというお話もございましたが、離島の分科会の中で議論していただきたいと考えております。

【岡村会長】 そのほか、ご意見はございますでしょうか。はい、どうぞ。保岡先生から、順番に。

【保岡委員】 今、杉浦委員からお話のあった離島の問題ですが、これも政治の課題でもあるんですけども、縦割りになっているいろいろな政策をかき上げしたり、補助、融資、その他いろいろなことで政策の水準を上げるといったことで対応しているんですけども、離島全体がどうあるべきか、どういう生活水準を最低保障すべきかという、その哲学、ものの考え方といったものがなかなかできない。これは、縦割りの役所の政策の積み上げがずっと続いていることの一つの流れだと思います。でも、これは政治の分野でもあると思いますが、役所でも、今せっかく杉浦先生からご指摘があったので、そういう離島の生活水準、離島で生活することの意味といったことについての考え方、理念、哲学といったものを踏まえた、あるべき人の生活のビジョンというんですか、そういうものがしっかりあって、それに沿う政策は何であるかという政策の体系化というものが必要なのではないだろうか。そういう点が少し従来縦割りの役所の中で不足がちで、それがために国土庁ができたり、いろいろしているけれども、できてまたそれが国土交通省の所管に移りましたが、依然としてそれが未解決という気がしますので、そういう検討をしていただける

ものならば、我々政治の分野でもやらなければいけないと思いますが、よろしく願います。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、どうぞ。

【崎田委員】 ありがとうございます。基本的に、部会を設置していただいて、この推進に向けてしっかり検討いただくというのは、賛成です。それで、この内容を拝見していて、工業的な地域あるいは過疎地域、そういうそれぞれの特徴をしっかりと見据えながら、それぞれの地域の方が自分たち地域の将来をどうやってきちんと描いてその道筋を立てるかという流れをつくっていくということが非常に重要だと思っております。それで、この中にもしっかり書き込んでありますけれども、基本的にはどういう地域であっても、大学とか産業界、そして市民と行政の連携でそういうものを描いていくという形をつくっていくのが大変重要なことだと思っております。なお、内容の要素として、先ほどもいろいろご発言がありましたけれども、地域の未利用資源を徹底活用してどれだけエネルギーをその地域でつくっていくかといった視点も、地域によってその資源は違うと思っておりますけれども、大変重要な視点かなと、これからは地域の自立という点では、資源、エネルギーや食料とか、そういうことは大変重要な課題になってきていると思っております。よろしく願います。

【岡村会長】 ありがとうございます。

どうぞ。

【尾崎委員】 高知県知事の尾崎でございます。本日から参加させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

本日、この広域ブロックの自立的発展というのと、あと高齢化等で状況が厳しい地域への対応、この2つの部会を設置されること自体は、我々高知県、いわゆる田舎の中の田舎の者といたしましても、ほんとうに幸いで、素晴らしいことだと思います。ぜひお願いということになるわけですが、この2つのテーマともに、それぞれの地域の置かれている現状のステージの違いによって全然これから必要としてくるものが違ってくるのではないかと考えております。ぜひとも、その置かれている現状、厳しさ、発展段階といいますが、その段階に応じたヒアリングとか、そういうものをやっていただいて、それぞれに応じた政策というものをご検討いただければなと思う次第です。

例えば、この広域ブロックの自立的発展という話は、先ほど四国にも非常にすぐれた企

業が多くて、潜在力が大きいんだというお話をいただきました。確かにそうだと思うんですけども、例えば四国の中でも、瀬戸内工業地域のあるような地域と高知県などとは大分違います。高知県にも確かに日本一のシェア、世界一のシェアのところはありますが、他方でニッチトップなんです。ですから、産業集積が大きく広がって、大きな雇用を生み出すというところまでいっていないわけです。さらに、それがより大きく発展していこうとするときに、新たな大規模な研究開発とかマーケティングをかけていくとかというだけのいわゆる資本の蓄積がなかったりする、体力がなかったりする。そういうハンディをどう補っていくのかとか、集積をつくっていくためには、もっとインフラが必要ではないかとか、工業団地そのものがなかなかつくれないでいるとか、そういう段階にあるところもあります。それよりもはるかに上で、単に研究者とのマッチングとか、そういうことをしていけばうまくいくだろうということもあるんだろうと思うんです。大分ステージによって違うと思いますので、そこをぜひお願いしたいということです。過疎でも一緒だと思いますので、雪の地域と平野の地域の限界集落と山間部の限界集落では、必要とすることは全然違うのではないかと思います。ぜひとも、いろいろなヒアリングを地域、地域からしていただいて、実情を踏まえながらという形で議論していただければと思っております。よろしくお願いたします。

【岡村会長】 ありがとうございます。

そのほか、ご意見はございますでしょうか。

今、政策部会の設置についてのご賛同は得られたと思いますが、その検討のプロセスの中で、例えば離島の問題、それも哲学を含めた離島の問題を解決しなければならないというご指摘がございました。それから、エネルギーの問題についての広域的な考え方、それから、最後に尾崎委員のほうから、各論で議論をして、しっかりとした政策を立ててほしいというご意見を賜りました。ぜひこの視点を忘れずに、新しい政策部会を運営するというので、部会の設置につきましては、計画部会と圏域部会を廃止して、政策部会を設置することとし、所要の要綱の改正を行うということで進めさせていただいてよろしくごございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【岡村会長】 ありがとうございます。特段ご異論はございませんようですので、そのように決定させていただきます。

それでは、事務局から必要な手続につきましてご説明をお願いいたします。

【川上総合計画課長】 部会に所属いたします委員及び特別委員につきましては、国土審議会令により会長にご指名いただくことになっております。また、部会長については、部会委員の互選により決定されます。

以上です。

【岡村会長】 ありがとうございます。

それでは、部会の委員構成等につきましては、規定によりまして会長が指名することになっておりますので、追って指名させていただきたいと思っております。

それでは、本件、またほかの件でも結構でございますが、ご発言がございましたらお願いいたします。

よろしゅうございますか。

それでは、そろそろ予定の時間になりましたので、これをもちまして本日の国土審議会を終了したいと思います。

ご熱心にご議論いただきまして、まことにありがとうございました。

閉会に当たりまして、事務局から連絡事項があれば、お願いいたします。

【鳥飼総務課長】 本日はどうもありがとうございました。

本日お配りいたしました資料でございますけれども、お荷物になるようでしたら、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局のほうからお送りさせていただきたいと思っております。

以上でございます。大変ありがとうございました。

【岡村会長】 それでは、大変熱心にご議論をいただきまして、ありがとうございました。

これで閉会とさせていただきます。

— 了 —